

部員不足に伴う複数校合同チームによる大会参加ガイドライン

鳥取県高等学校体育連盟バスケットボール専門部

本ガイドラインは、全国高等学校体育連盟の定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規定」・「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」、ならびに全国高等学校体育連盟バスケットボール専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」、および鳥取県高等学校体育連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規定」に則るものとする。

1. 趣旨

- (1) 本規定は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を作るために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。
- (2) 当該校は、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力する事が望ましい。

2. 条件

- (1) 合同チームの各校は、それぞれの学校教育活動計画に基づいて活動していること。
 - ・ チーム・選手は、各校において認められているバスケットボール部およびその部員であること。
 - ・ 鳥取県高等学校体育連盟に加盟している部および生徒であること。
 - ・ 日本バスケットボール協会登録規定により、登録が完了されているチーム、選手であること。
 - ・ 参加可能大会の競技要項により、参加資格を有する選手であること。
- (2) 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- (3) 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の上位大会終了時までとする。ただし、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

(特例)

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めに該当校長連名により県高体連会長に申請すること。

- (4) 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- (5) 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。ただし、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届け出ること。
- (6) 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- (7) (5)(6)について、県における規定がこの基準より限定された範囲内であればその規定に従うこと。
- (8) 大会負担金・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

3. 編成基準

- (1) 選手数が4名以下の複数の学校同士によって、合同チームを編成することができる。
- (2) 合同チームのメンバーは、合計で予選会等各大会規定の登録メンバーを超えないようにすること。
- (3) 合同チームは原則として計画的に練習ができる近隣学校と編成すること。(同地区内が望ましい。)

(特例)

合同希望チームが1チームしかない場合、また、複数あってもお互いの距離があり計画的に練習ができない場合等は、近隣の充足校と合同チームを組むことができる。この場合、上記(2)の人数の規定は適用しない。ただし、勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。

4. 大会の参加

- (1) 上位大会が参加を認める高体連主催の全ての県予選会及び地区予選会において参加を認める。
- (2) 合同チームは代表者の所属する地区のチームと見なす。
- (3) 合同チームでの参加を表明した後に選手が5名以上確保された場合、参加大会の申込締め切り前であれば予定していた合同チームに取り消しの同意を得た上で、単独チームとして出場することができる。ただし、申込締め切り後の取り消しはできない。代表校になった場合も同様とする。(当年度の上位大会終了まで)
- (4) 合同チームで参加する場合は、申込締め切り後に途中入部した選手は出場できない。

5. チーム

- (1) チーム名は原則として編成校の校名連記とする。
- (2) ユニフォームは統一することが望ましいが、各学校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。
- (3) 試合のベンチには申込書の引率教員複数名およびコーチ、アシスタントコーチのうち、3名までとする。(4校合同の場合でも3名まで)

6. 出場手続き

- (1) 本規定2の条件を満たす合同チームの代表者(以下「代表者」)は、事前に当該地区専門委員に事情を説明し、参加の意向を伝える。
- (2) 当該地区専門委員は、本規定2の条件を満たしている事を確認した上で、他の2地区専門委員および専門委員長に連絡する。
- (3) 専門委員長は専門部長に連絡し、内諾を得る。
【代表者 → 当該地区専門委員 → 他2地区専門委員・専門委員長 → 専門部長】
- (4) 専門部長の内諾後【専門委員長 → 当該地区専門委員 → 合同チーム代表者】「内諾」を連絡。
- (5) 代表者は内諾を受けた後、「合同チーム編成承認申請書(高体連様式1・2)」を作成し、「様式1」を県高体連へ、「様式2」を専門委員長へ提出する。
- (6) 県高体連は「様式1」を受理後、「合同チーム編成承認回答書(様式3)」を代表者へ通知し、専門部へ写しを送付する。
- (7) 代表者は、「様式3」を受理後、「合同チーム参加申込書(専門部様式)」を作成し、締切期日までに専門部担当者へ提出する。

令和5年4月20日 施行